

平成26年第1回大多喜町議会定例会

6月第2回会議会議録

平成26年 6月17日 開会

平成26年 6月17日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録目次

第 1 号 (6月17日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	2
会議録署名議員の指名	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
休会について	7
散会の宣告	7
署名議員	9

第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録

平成26年6月17日(火)

午後 3時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
子育て支援課長	三上清作君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 議員各位を初め、執行部職員の皆さんには、6月会議に続きましてご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日6月17日は休会の日ですが、議事の都合により平成26年大多喜町議会第1回定例会を再開いたします。

これより、6月第2回会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成26年第1回議会定例会6月第2回会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議会定例会6月第2回会議を再開させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました第1回議会定例会6月第1回会議以降につきましてはの報告書によりご了承いただきたいと存じます。

さて、先週の月曜日に6月の第1回会議が終了したばかりでございますが、その後現在の予算では対応できない養育医療給付費を支出する必要性が生じました。このため、急遽補正予算を計上することとなり、先週に引き続いて大変恐縮ですが、本日第2回の会議を再開させていただいたところでございます。

補正内容につきましては、法律に定められたものの支払いであり、やむを得ないものと考えておりますが、十分ご審議いただき可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、本日、2番正木武君は、入院加療中のため欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 野村賢一君

6番 江澤勝美君

を指名します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第1号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、6月10日に未熟児養育医療給付費として、社会保険診療報酬支払基金から請求書が送達され、6月19日までに支払わなければならないことから、急遽補正予算に計上させていただいたものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,396万円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

それでは、次に、事項別明細書の「2. 歳入」及び「3. 歳出」により補正予算の説明を

させていただきますので、4ページ、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

初めに養育医療給付費の負担区分の説明をさせていただきますと思います。

この養育医療給付費は国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を市町村が負担すると定められていますので、それぞれの負担区分に基づき歳入予算に計上させていただきました。

それでは、4ページの「2. 歳入」の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金238万5,000円の増額補正は養育医療給付費の2分の1の額を計上しました。

次の款15県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金119万2,000円の増額補正は、養育医療給付費の4分の1の額を計上しました。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金119万5,000円の増額補正は、養育医療給付費の町負担分に繰越金を充てるものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費477万2,000円の増額補正は、扶助費として養育医療給付費を増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 勉強不足で申しわけありません。

この未熟児養育医療費は、普通の医療費とどのように違うんですか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） ここでいうその養育医療給付事業、

（「大きい声でゆっくりとお話してください」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 扶助費ですけれども、今回は生活保護の女性が出産をいたしましたして、その乳児が未熟児であったんですね。その場合に、給付の対象となる未熟児のその医療費、生活保護の適用を受けている場合には、母子保健法の20条の第1項にあるんですけれども、市町村はその養育のための入院を要する未熟児の医療給付を行うということをやったってございます。

それに基づきまして、生活保護法の4条ですけれども、その4条の2項で養育義務者の扶

養及び他の法律に定める扶助ということで、それについてはその生活保護法じゃなくて、その他の法を優先ということであつたわけですので、それに基づきまして、今回生活保護の女性が出産し、その乳児について未熟児でありましたので、その医療費については町のほうで全額負担をしなくてはならないということに基づきまして、社会保険診療報酬支払基金のほうから請求が市町村のほうに上がってきて、この額を当初予算では見てございませんので、補正として挙げたようなわけでございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ちょっと待ってください。よく理解できなかったんです。

今回のこの給付対象の方は生活保護を受けている。生活保護を受けていない普通の場合、普通の場合という言い方はないと思うんですけども、生活保護を受けていない家庭に未熟児が授かった場合にはどうということになって、今回生活保護を受けているので、この養育医療給付費になって、これはこういうことですよというふうに説明してくださると、何とか法何とか法というのはあんまり要りません、説明をお願いします。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 今のご質問ですけれども、通常の医療保険に適用の場合は医療保険、医療給付が8割ということですね。

（「普通、医療保険の範囲だと」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 医療給付が8割が優先になります。

（「保険の場合だと給付が8割」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） はい。その残った2割が療養給付費、医療で支払うような形になりますね。

（「何医療で支払う」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 養育医療。

（「養育医療」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） はい。その2割の分についても負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような形になります。

（「養育医療の負担がこれになると、はい」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） 当初予算を組んであるんですが、当初予算の90万というのはこの通常の医療保険適用の分として、3件部分を見込んだ数字でございます。

医療保険適用の未熟児の療養医療費ということで、当初予算は組んでございます。

以上です。

(「じゃもう一回。もう一回生活保護を受けている人の場合をもう一度ちょっとおっしゃってください。ごめんなさい、説明がわかんなかった。これ質問の中に入るんですか、3度目の」の声あり)

○議長(小高芳一君) 支援課長、もう少しわかりやすく説明できますでしょうか。

○子育て支援課長(三上清作君) 初めの質問のほう。

(「うん。何か発言するとカウントにされちゃうので」の声あり)

○子育て支援課長(三上清作君) 要約すると、生活保護の適用を受けている場合で子供さんが未熟児だった場合に、まず母子保健法のほうが優先されるということになります。

これについては、生活保護法の4条の中にも、生活保護法ではなくて、他法優先ということで定めてございますので、母子保健法を優先としてこの養育医療については、町のほうが全額負担ということになるわけでございます。

その請求額が補正で挙げた数字でございます。

(「医療保険から出ませんよということ」の声あり)

○子育て支援課長(三上清作君) そうですね、はい。

生活保護者は、社保も国保も保険に入ってございませんので、適用になりませんので、この母子保健法が適用になるということです。

○議長(小高芳一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす18日から9月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、あす18日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 3時14分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 9月 9日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 江 澤 勝 美